

令和5年度 守谷市総合教育会議 次第

日 時 令和5年11月6日（月）

午後1時30分から

場 所 市役所議会棟2階全員協議会室

1 市長あいさつ

2 教育長あいさつ

3 報告・協議事項

（1）報告

- ・ 中学校部活動の地域移行について（生涯学習課）
- ・ 医療的ケア児支援事業の実施状況について（教育指導課）
- ・ アレルギー対応食実施状況について（学校給食センター）
- ・ 給食費公会計化の進捗状況について（学校給食センター）
- ・ 中央図書館大規模改修工事設計業務の見直しについて（中央図書館）

（2）協議

- ・ 守谷市立中学校における平和教育について（学校教育課）
- ・ 守谷市立小中学校の水泳授業について（学校教育課）
- ・ 不登校、いじめ防止対策の推進強化について（教育指導課）

4 閉 会

〔配布資料〕

- 資料No.1 中学校部活動の地域移行について（報告）
- 資料No.2 医療的ケア児支援事業の実施状況について（報告）
- 資料No.3 アレルギー対応食実施状況について（報告）
- 資料No.4 給食費公会計化の進捗状況について（報告）
- 資料No.5 中央図書館大規模改修工事設計業務の見直しについて（報告）
- 資料No.6 守谷市立中学校における平和教育について（協議）
- 資料No.7 守谷市立小中学校水泳事業について（協議）
- 資料No.8 不登校、いじめ防止対策の推進強化について（協議）

中学校部活動の地域移行について（報告）

中学校部活動の地域移行を推進し、子どもたちが将来にわたり継続してスポーツ・文化活動に親しむことができるよう、学校と地域が協働・融合した環境づくりを進める。

1 経緯

国は、令和5年度から令和7年度までを「改革推進期間」とし、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた方向性が示された。

それに伴い、市は、一斉に地域移行するのではなく、まずは休日の部活動運営を地域に委ね、様々な課題を解決しながら、持続可能な地域クラブ活動の構築を目指すこととした。

2 進捗状況

（1）休日の部活動運営実施状況

業務委託先：（一社）守谷市スポーツ協会 移行部活動動：12（※）／52部活動

4月	地域指導者による休日指導（2部活動） 特別教室開催（ハンドボール）対象：中学生
5月	指導者養成講習会開催
5月～6月	保護者説明会（休日移行対象部活動）
7月	地域部活動運営協議会（学校部会）
7月～	地域指導者による休日指導拡大（+10部活動）
9月	特別教室開催（ダンス）対象：小学1～3年生、小学4～6年生、中学生
10月	救命救急講習会開催、地域部活動運営協議会全体会議
11月～3月	指導者養成講習会開催（ハラスメント・コミュニケーション・チームビルディングに関する研修、医科学的な視点から見たスポーツ指導、エピペン研修）

※ 守谷中1柔道、愛宕中7バドミントン（男女）、ソフトテニス（男女）、卓球（女）、ハンドボール（男）、サッカー、御所ヶ丘中2卓球（女）、ソフトテニス（男）、けやき台中2ハンドボール（女）、バスケットボール（女）

（2）指導者の状況

スポーツ協会登録指導員 @2,000/h	33人	・休日指導及び大会等引率可 ・指導者研修受講済み
部活動指導員（会計年度任用職員） @1,250/h	12人	・主に平日指導、大会等引率制限あり（市内のみ） ・顧問（教職員）の補助的役割

3 課題

(1) 指導者の確保

学校が指導を依頼したい日時と、指導者の活動可能な日時がマッチングしないケースがあるため、より多くの地域人材を発掘・育成する必要がある。

(2) 活動場所の確保

休日の地域クラブ活動において、学校施設を主体的に活用できるよう、施設の管理方法、指定管理者制度や業務委託の活用を検討する必要がある。

(3) 活動に掛かる費用負担

移行期における、休日の活動に掛かる費用（指導者謝金、傷害保険料等）は市負担となるが、移行後の運営に要する経費（会費・活動費等）については、受益者負担を含めて十分な理解が得られるよう検討する必要がある。

(4) 事業費の財源確保

国・県補助金の交付には限りがあるため、民間助成金等活用のほか、持続可能な財源確保を検討する必要がある。

4 今後の計画

(1) 休日の部活動の地域移行拡大

地域指導者による指導をスタートした部活動に所属する生徒・保護者の約70%がともに、「優れた指導者に技術を教わることができる」などのメリットを感じている。また、学校の働き方改革の視点からも、月平均10時間の時間外勤務削減につながっていることから、令和6年度はさらに拡大し、計20部活動の地域移行を進める。

(2) クラウドファンディングによる資金調達

指導者謝金、施設使用料、事務局人件費等の予算が継続的に必要となるため、運営に掛かる費用の一部を支援していただく。

(3) 総合型地域スポーツクラブの運営体制づくり

学校ごとではなく、競技・種目ごとに合同活動を行うなど、新たな地域クラブの形態となる『総合型地域スポーツクラブ』の運営体制の確立を目指す。

(4) 生活困窮家庭への支援の検討

参加費等の自己負担費用が、参加することの妨げになり、スポーツ・文化活動の体験格差が広がらないよう、就学援助制度同等の支援を検討する。

実施開始・継続 定期的な実施 検討		
令和5年度	令和6年度	令和7年度
休日の部活動の段階的な地域移行（段階的に拡大）		
運営協議会等の設置・定期的な開催／進捗状況把握・検証・改善		
運営団体（市スポーツ協会委託）による休日の部活動の運営		
ニーズの把握／指導者の確保／活動場所の確保		
学校施設有効活用の検討	活動にかかる費用負担の検討	
事業費の財源確保	総合型地域スポーツクラブの設置検討	

➡ 可能な限り、令和8年度から地域連携や地域クラブに活動移行

医療的ケア児支援事業の実施状況について（報告）

1 経緯

令和4年度、医療的ケアを必要とする児童の保護者から守谷市内の小学校への就学希望が出された。このため、医療的ケアを必要とする児童に対し、看護師又は准看護師による医療的ケアを行い、児童等の自立の促進、健康維持増進及び安全な学習環境が確保できるよう、医療的ケア児支援事業を実施することになった。

2 進捗状況

令和4年度末から看護師の募集をかけ、当初はなかなか見つからなかったが、5月から配置することができた。

初めは保護者にも教室に入ってもらい、本児へ対応する際の留意点などを学校看護師が確認することができた。徐々に保護者が教室にいる時間を短くし、現在は母親に送られ、2時間目から登校し学習に参加している。

昼食については、家庭で準備してきた食事を学校看護師の介助で食べており、他の1学年の児童と同じ時間まで活動し、下校している。

学校での医療的ケア（喀痰吸引）の実施については、夏休みに風邪をこじらせ、家で何度か痰の吸引を行ったとのことから懸念されていたが、本児の体調が回復・安定したため、学校再開後は痰の吸引の必要性はなくなっている。

学校看護師が学校で痰の吸引を実施するためには、本児を対象にした実地研修が必要となるが、現在、吸引の必要がない本児に対して研修のための吸引を行うことに、保護者としてはためらいが隠せない状況である。学校も市教委と連携し、保護者の気持ちに寄り添いながら、本児の状況を見守っている。

その一方で、先日、保護者から、いつか必要になることを想定し、医療的ケアの申請書と主治医の意見書及び指示書が提出された。本児の現状を鑑みると急ぎの対応ではないが、今後、本児の体調を見ながら、医療的ケア実施の手続きの必要がある。その際には、学校医（よしだ胃腸内科クリニック吉田先生）との連携が不可欠になるため、先日、教育委員会として学校医を訪問し、本児の状況についての説明及び今後の協力について依頼を行った。

学校医からは、今後の「主治医指示書の内容確認」及び「指導助言」、「学校看護師の実地研修等への協力」について御快諾をいただいた。

また、11月には校外学習及び運動会が予定されている。学校での勤務経験がほとんどない学校看護師にとって、校外での活動や学校行事への対応は難しい状況が想定されるため、学校に対して、事前に学校看護師との綿密な情報共有を図りながら対応することを助言している。

3 課題

- ・現在、4名の学校看護師で対応している（週1勤務3名、週2勤務1名）が、学校看護師が急な体調不良等で休んだ場合の対応。
- ・現在、学校において「痰の吸引」を実施した実績がない。そのため、国の補助金の対象とならない。

4 今後の計画

- ・保護者からは、次年度も引き続き市内同小学校において進級したい旨の意向が示されているため、継続して本児を支援していく方向である。
- ・次年度以降、新たに医療的ケア児を受け入れる予定はない。
- ・今年度は学校における痰の吸引実績がないために、補助金申請が通らない状態となっていたが、今後も当該児童の状況を継続的に伝えながら、補助金の申請を行っていく。

アレルギー対応食実施状況について（報告）

令和５年度４月から開始しました守谷市における学校給食アレルギー対応の実施状況について、報告いたします。

１ 経緯

守谷市では、令和３年度まで２通りの献立という利点を生かして、「どちらかの献立提供」という市独自の食物アレルギー対応を行ってきました。しかし、施設・設備や器具・提供方法等の課題があり、学校給食に求められている食物アレルギーの対応としては十分といえませんでした。

新給食センター稼働初年度の令和４年度は、主食のみの代替食提供を行うとともに、食物アレルギー対応の準備期間として、学校との調整や「守谷市学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の作成などを進め、令和５年度４月から卵・乳を含む主食・料理のみの代替食提供を開始しました。

２ 進捗状況

守谷市の学校給食における食物アレルギー対応は、以下のレベルにより実施しています。なお、各レベル人数については、別紙１のとおり。

○レベル１ 詳細な献立表の提供（対応人数：１１５人）

学校給食の原材料を詳細に記した「詳細献立表」「喫食確認表」を家庭に配布、学校は保護者が記入した「喫食確認表」で喫食を判断できるようにしています。

○レベル２ 弁当対応（対応人数：２人「完全弁当対応」）

レベル１以上の対応を希望した全ての児童生徒には弁当持参を認めています。

- ・一部弁当対応 原因食物を料理に使用しており、除去が困難な場合
- ・完全弁当対応 原因食物の種類が多い場合や重篤なアレルギー症状を起こす場合など、学校給食を継続して食べることができないと判断される場合

○レベル３ 除去食対応（飲用牛乳の停止）（対応人数：３９人）

飲用牛乳のみを提供を中止し、給食費の減免の対応を行っています。

○レベル４ 代替食（卵・乳を含む主食、料理の代替食提供）（対応人数：４０人）

卵（鶏卵）・乳（牛乳・乳製品）を含む主食、料理から原因物質を除き、別の食品を用いて給食を提供します。代替食に限り、記名された専用の容器で提供しています。

※代替食提供（献立）は、別紙２のとおり。

3 課題

- ・令和4年度の新入学児童のアレルギー対応及び申請については、新入学時健康診断で動画による説明を行い、入学説明会で必要に応じて栄養士の聴き取り及び申請受付を行ってきたが、児童及び保護者と最初に会う新入学時健康診断で、聴き取りや申請書類の記入方法など、学校給食センター栄養士より受けたいとの要望がある。
- ・給食費（牛乳代）減免申請について、医師の診断書が必要となっているが、放射能を気にされている方や飲めない人もおり、診断書つけられない方もあり、添付書類の再考が必要である。

4 今後の計画

令和5年度にアレルギー対応マニュアルを改訂し対応を図る。

給食費公会計化の進捗状況について（報告）

学校における働き方改革により、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進について報告します。

1 経緯

学校における働き方改革により、学校給食費の徴収・管理に係る公会計化等の推進についての通知が文部科学省より発出されています。

これを受け、守谷市教育委員会においては、令和4年度に「学校給食費の徴収・管理に係る公会計化」について守谷市学校給食運営委員会へ諮問し、答申を受け、守谷市学校給食センターで実施することが決定し、本年度は令和6年度から開始できるよう準備を進めているところです。

2 進捗状況

進捗状況としましては、金融機関への口座振替申込 web システムの関連付け作業を実施、また、徴収管理システムを茨城計算センターと契約、今後、保護者へのPRと口座振替依頼の案内を11月に行い、12月中旬からWeb口座の登録受付を開始します。

また、これまで学校給食に関しましては、守谷市学校給食費取扱要綱により対応していましたが、新たに規則を施行し対応すべく、9月定例教育委員会で学校給食運営委員会への諮問議案、10月に学校給食運営委員会への諮問・答申を受け、11月定例教育委員会に諮る予定となっています。

3 課題

- ・保護者のwebを使った口座振替の申込みが少ないと、後日、職員によるシステムへの個人情報打込み作業が多くなる
- ・次年度より学校給食費徴収管理のシステムを使った徴収を始めるが使い方の習得には時間を要する。
- ・学校への協力依頼（申込者の申請・変更及び学校からの数量変更報告等）

4 今後の計画

- ・保護者へ次年度からの学校給食について学校メールやホームページを利用して周知するとともに、口座振替申込みをPRする。
- ・学校給食徴収管理システム運用について、11月よりデモ運用し、1月から随時利用講習を行う。
- ・学校（学校長、給食主任、事務員）への説明を行い、協力を依頼する。

中央図書館大規模改修工事設計業務の見直しについて（報告）

守谷中央図書館個別施設計画に基づき、令和7年度から大規模改修工事に着手するに当たり、基本設計を付加し、老朽化した施設・設備の更新に加え、施設全体の機能等の向上を図ります。

1 経緯

施設・設備の現状と利用者アンケート結果をもとに作成した、「守谷中央図書館改修構想案」に基づき、昨年度の総合教育会議において、改修工事の範囲等についてご協議いただきました。その後、先進的な活動を行う図書館等を視察してきた結果、利用者ニーズを十分に反映し、新しい機能を備える快適で魅力ある図書館へ転換を図るべきとの結論に達しました。そのためには、基本設計が必要不可欠との判断により、当初予定していた実施設計業務に、基本設計業務を付加し、守谷中央図書館大規模改修工事基本・実施設計業務を実施したいと考えます。

2 進捗状況

大規模改修工事における、実施設計業務及び工事監理業務の契約が可能となるよう、債務負担行為(令和5年度から令和8年度)を設定し、予算措置を行いました。今後、基本設計を付加するに当たり、12月補正により予算措置を行い、年度内に設計業者の選定及び契約の締結を実施したいと考えております。

3 課題

- ・工事期間中の職員仮設事務室の確保

4 今後の計画

改修工事に伴うスケジュール

- 基本・実施設計業務業者選定 令和6年1月～令和6年3月
- 基本・実施設計業務 履行期間：令和6年3月～令和7年3月
- 改修工事(9月議会承認) 履行期間：令和7年9月～令和8年秋
- 休館期間 令和7年8月～令和8年秋

年度	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
事業スケジュール	基本・実施設計業務 (履行期間予定：R6年3月～R7年3月) 3月 選考手続	基本設計 基本設計 実施設計 確定(8月)	施工管理業務 (履行期間予定：R7年9月～R8年秋) 大規模改修工事 (履行期間予定：R7年9月～R8年秋) 休館期間 (R7年8月～R8年秋)	

守谷市立中学校における平和教育について（協議）

平和教育として平成 29 年度(2017)から実施してきた中学校修学旅行での広島平和記念公園・資料館見学について、生徒の身体的負担を考慮するとともに、より効果的な平和教育を行うため、別日程、別内容での平和教育を実施することとする。

1 これまでの経緯

市では修学旅行の目的を「歴史・文化に触れる」「公衆道徳・集団行動体験」「旅程の計画と実践」とし、これらの達成が比較的容易な京都・奈良を行程としてきた。

平成 29 年度からこれに「平和教育」を追加させ、広島市を行程に組み入れたが、出発時間が早朝、移動時間が長い、夕食時間が遅いなど、生徒の身体的負担が大きくなっている。また、広島滞在は数時間のため、資料館プログラムの複数体験が困難であり、古都散策時間も制限され、それぞれの目的の十分な達成がし難い状況である。

このため、試行として令和 5 年度修学旅行を京都・奈良のみに戻し、別日程で平和教育として県内戦争史跡である予科練平和記念館及び雄翔館見学を実施し、生徒・保護者・教職員の意向を確認し、今後の方針を検討することとした。

2 試行結果

- ・ 初日移動時間を 1 時間削減、昼食場所を車内から現地食堂へ変更、奈良滞在時間を 2 時間、京都見学時間を 2 時間増加できた学校があるなど、生徒の身体的負担が軽減され、訪問先への理解度や集団行動体験等の充実につながった。
- ・ 修学旅行と平和教育の両方で、事前学習をより深化させることができた。
- ・ 歴史授業で太平洋戦争を履修しているタイミングで予科練平和祈念館の見学を行うことができ、効果的であった。また、戦時中の同年代の実体験の記録であることから生徒の反響が大きく、有意義な事業となった。
- ・ 行程から広島を除くことについて保護者から苦情はなく、ゆとりある行程を歓迎する意見、地元の身近な戦争史跡見学を良い経験と捉える意見等が寄せられた。
- ・ 前年度修学旅行費と比較し、保護者負担額が平均約 7,600 円軽減された。
- ・ 広島旅費補助(640 名×5,000 円)と予科練平和祈念館見学時の負担額(4 校バス代 1,650,650 円)とを比較すると、市負担額は 1,549,350 円削減された。

3 今後の方針

- ・ 令和 6 年度以降、修学旅行行程から広島は除外する。ただし、広島平和記念公園・資料館は世界規模の戦争史跡であり、訪問意義は非常に大きいため、別の形での関わり方を継続協議する
- ・ 令和 6 年度以降、平和教育は予科練平和記念館及び雄翔館見学に変更し、市は移動費用を負担する。見学先は固定ではなく、移動時間や同等の教育的効果が得られる施設があれば随時見直し可とする。
- ・ 修学旅行行程については、旅行目的達成度合いと生徒の身体的負担、保護者の経済的負担を考慮し、今後も検討を継続する。

守谷市立小中学校の水泳授業について

現在市立小中学校水泳授業は、施設改修・運用経費が民間施設利用費より割高であることなどから、全校民間施設利用へと移行しているが、より効果的な水泳授業の実施と教職員の負担軽減を考慮し、令和6年度以降、水泳授業を小学校から順次民間委託していく。

1 これまでの経緯

年度	学校	理由	施設
H24 年度	守谷小	校舎改築時（老朽化）	常総運動公園・ジョイフル
H26 年度	黒内小	校舎増築時（敷地狭小）	ジョイフル
H30 年度	御所・郷州小	老朽化	イトマン・インターナショナル
R 元年度	大野・松前台小	老朽化	常総運動公園
R2 年度	松ヶ丘小	老朽化	コロナ禍により中止
R4 年度	御所ヶ丘中	老朽化	コロナ禍により中止
R5 年度	大井沢・高野小、守谷・愛・けや中	老朽化	常総運動公園・インターナショナル

※参考：経費比較（令和4年度見積時）

①自校プール年間維持費 270 万円／校：改修費（182 万円／年）＋維持管理費（90 万円／年）

②施設利用費（予算ベース）175 万円／校：バス代（135 万円／校）＋使用料（40 万円／校）

2 現状と課題

- ・現在、施設利用している常総運動公園には、低学年向けの深さのプール槽がない。低学年向けプール槽を持つ民間事業者は、1社は施設老朽化、1社は利用経費が割高、1社は施設貸出対応不可となっている。
- ・利用可能な民間プール施設が限定されることから、授業回数が1校2～3回程度に制限されており、より効果的・効率的な指導が必要となっている。
- ・水泳指導は教員に高い指導スキルが求められるほか、事故につながりやすい分野であるため、指導者と監視者との複数体制が必要となり、学校側の負担が大きい。
- ・水泳は、他の体育授業に比べて比較的見学者が多く、特に中学校においてその傾向が著しい。

3 実施方向性・スケジュール

令和6年度から、小学校低学年、中学年、高学年と順次授業委託を進め、一定程度の泳力定着を目指す。また、初年度に民間指導を受けた学年が中学校に進学する年度までに、先進事例等の研究を重ね、中学校プール授業の継続是非を検討する。

4 想定経費

授：授業委託 施：施設利用のみ 金額：千円単位

年度	内容	委託料	施設利用料	バス代	計	1校当り
R6	小1・2：授、小3～中3：施	5,077	2,238	14,668	21,983	1,691
R7	小1～4：授、小5～中3：施	9,772	2,112	14,668	26,552	2,043
R8～10	小：授、中：施	14,461	936	14,668	30,065	2,313
R11～	小：授 中学校水泳廃止	13,312	—	11,733	25,045	2,783

※施設利用及び授業委託のいずれも、各学年の年間授業回数は3回

※授業委託料は市内2事業者で算出

不登校、いじめ防止対策の推進強化について（協議）

小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加し続けており、特に小学校の自閉症・情緒障害学級の在籍数は、令和4年度と比べ、令和5年度は約1.6倍と急増している。

また、不登校数も、小学校で令和5年度は令和4年度の倍となるなど右肩上がりである。さらに、今年度はいじめの重大事態案件を1件抱えているほか、いじめの認知件数も市内で200件を超え、総合教育支援センターでの相談件数や心理検査実施件数が増えている。今年度は、小中学校のフリースペースを開室し、不登校等への対応強化を図っているが、今後、ニーズは、ますます高まることが推測される。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、オンライン授業やオンデマンド授業など学校におけるデジタル化を大きく進展させた。教育支援センターでも、今年度はビデオ通話によるオンライン窓口を設け、自宅から相談できる体制を整備する予定であるほか、今後はメタバース上の登校システムも構築予定となっており、教育支援センターにおける人材配置（確保）は喫緊の課題である。

このため、令和6年度は人員体制を強化し、不登校・いじめ等の対応をより充実させていくこととする。

1 事務職員の配置

勤怠管理や会計処理、備品管理などを掌る事務職員を1名新規配置する。

←教育支援センター所属人数が増加しており、専任担当者が必要。

2 スクールソーシャルワーカー（SSW）の増員配置

いじめ、不登校等への早期対応・早期解決を図るため、いじめ対応の専門的な立場であるSSWについて、現在の1名体制から、3名増員の4名体制とする。

←現在、学校現場におけるいじめや不登校への対応が、学校の教職員だけでは困難なものが多くなってきている。各中学校区に1名ずつ配置することで、これまで対応ができなかった事案等への早期対応、早期解決を図る。

（1）資格要件

- ・教育や福祉の分野で活動経験の実績のある者
- ・社会福祉士又は精神保健士の資格を有する者

（2）職務案

- ・児童及び生徒等の状況把握及び問題の整理
- ・児童及び生徒等の支援に関する対策会議の実施
- ・関係機関との連携
- ・保護者、教職員等に対する情報提供及び相談等の支援
- ・教職員研修への指導及び助言
- ・その他、児童及び生徒等の支援に関し、必要と認められること

（3）増員による効果

- ・不登校、いじめ等の解決のために係る教員の負担軽減
- ・不登校出現率並びにいじめ解消率の向上
- ・いじめ認知における加害・被害保護者との信頼関係の構築

(4) 想定予算

- ・令和5年度当初予算 3,528,000 円

積算根拠

$3,500 \times 6 \text{ 時間} = 21,000 \text{ (1 日あたり)}$

$21,000 \times 14 \text{ 日 (月)} = 294,000 \text{ (1 ヶ月あたり)}$

$294,000 \times 12 \text{ ヶ月} = 3,528,000 \text{ (年間)}$

- ・令和6年度当初予算(案) 14,112,000 円(4名)

積算根拠(1人) 3,528,000 円

$3,500 \times 6 \text{ 時間} = 21,000 \text{ (1 日あたり)}$

$21,000 \times 14 \text{ 日 (月)} = 294,000 \text{ (1 ヶ月あたり)}$

$294,000 \times 12 \text{ ヶ月} = 3,528,000 \text{ (年間)}$

3 いじめ対策指導員の増員配置

いじめ対策指導員について、現在の1名体制から、1名増員の2名体制とする。

←教育委員会において、いじめの重大事態に関する第三者委員会を設置しているが、これらに掛かる費用は莫大であり、早期発見・早期解決の重要性が問われる。今後は、いじめ対策指導員2名とSSW2名との4名体制で、不登校、いじめ防止対策の強化を図る。

(1) 資格要件

- ・教育や福祉の分野で活動経験の実績のある者
- ・教育相談に関する指導技術を身に付けている者

(2) 職務案

- ・いじめの未然防止・早期発見・事案対処における助言、指導
- ・いじめ認知件数等、いじめに関するデータ集計
- ・いじめに関する相談業務
- ・いじめ事案における当該児童生徒並びに保護者との面談

(3) 増員による効果

- ・いじめ事案に関する迅速な対応
(未然防止、早期発見、事案対処)
- ・いじめ等の解決のために係る教員の負担軽減
- ・いじめ解消率の向上

(4) 想定予算(案)

4,362,348 円(2人)

※1人当たり予算(案)

報酬 + 期末・勤勉手当 + 費用弁償 = 2,181,174 円

・報酬: 1,686,600 円 (1,800 円×6時間×99日、1,800 円×7時間×49日)

・期末・勤勉手当: 339,774 円 (6月166,556 円、12月173,218 円)

・費用弁償: 154,800 円 (12,900×12か月)

4 検査員の増員配置

検査員について、現在の1名体制から、1名増員の2名体制とする。

←特別支援学級在籍者数の増加に伴い、教育支援資料の基礎資料となる心理検査の実施数が増加している。WISC 検査実施にはレベルCの資格所持が求められており、以前のように教員が学校で検査することが難しくなっている。

(1) 資格要件

公認心理士、臨床心理士、学校心理士、特別支援教育士

(2) 職務案

児童生徒の検査、保護者面談、児童生徒の見取り、教職員への助言指導

(3) 増員による効果

検査までの待ち時間が短縮でき、支援が必要な児童生徒への早期支援が可能となる。

(4) 想定予算（案）

7,898,672 円（2 人）

※1 人当たり予算（案）

報酬 + 期末・勤勉手当 + 費用弁償 = 3,949,336 円

・報酬：3,112,830 円（時給 1,830 円×7 時間×243 日）

・期末・勤勉手当：612,106 円（6 月 301,036 円、12 月 311,070 円）

・費用弁償：224,400 円（18,700×12 か月）